

第140号 令和元年7月発行

— 目 次 —

〈特集〉

- ・ 建設業法令遵守推進本部の活動結果等について 2
- ・ 平成30年度建設業取引適正化センターの活動状況 9

〈機構主催の講習会〉

- ・ 機構主催の講習会 21

〈建設業行政等〉

【行政情報】

- ・ 建設業法許可業者数調査の結果について（概要） 25
- ・ 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正概要 29
- ・ 公共工事の品質確保に関する法律の改正概要 50

【監督処分情報】

- ・ 監督処分情報(4～6月) 61

〈独占禁止法関係〉

- ・ 平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況について 63

〈TOPICS〉

- ・ 平成30年の労働災害発生状況（確定値）と職場における熱中症による死傷災害の発生状況について 108

〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・ No67 眺望侵害による妨害排除請求が認められなかった事例 116
- ・ No68 不動産工事の先取特権について、優先弁済を受けることができるとされた事例 119

〈会員紹介〉

- ・ 一般社団法人神奈川県建設業協会 124
- ・ 野原ホールディングス株式会社 126

〈機構情報〉

- ・ 講習コース 129
- ・ 講習活用事例 131
- ・ 販売図書 133
- ・ 法令遵守ポスター 134

(特 集)

- ・ 建設業法令遵守推進本部の活動結果等について 2
- ・ 平成30年度建設業取引適正化センターの活動状況 9

特 集 1

「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について

国土交通省では、平成19年度より、建設工事の施工体制、元請下請間の取引等の適正化を図るため、従前の指導監督体制を強化して、国土交通本省に建設流通政策審議官をトップとする建設業法令遵守推進室および各地方整備局等に局長をトップとする「建設業法令遵守推進本部」を設置しています。建設業法の遵守、請負契約の適正な締結・履行等につき、関係行政機関と連携しつつ、一般国民を含む幅広い情報を集約し、機動的に立入検査を実施し、指導、監督処分等を行っています。

平成30年度の活動結果及び令和元年度活動方針が、本年6月6日に公表されました。

以下はその公表内容です。

令和元年6月6日
土地・建設産業局建設業課

平成30年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和元年度の活動方針

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。

今般、平成30年度における推進本部の活動結果及び令和元年度における活動方針がまとまりました。

平成30年度の推進本部の活動状況及び令和元年度の活動方針は、以下のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた通報件数

	平成30年度	平成29年度
駆け込みホットラインへの通報	1,651件	1,710件

※ 「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。

2. 建設業者に対する立入検査の実施件数

	平成30年度	平成29年度
立入検査の実施	734件	788件

※ 立入検査には、建設業法第31条の報告徴取を含みます。

3. 建設業の法令遵守に関する講習会の開催件数

	平成30年度	平成29年度
講習会の開催	40回	33回

※ 都道府県との共催を含めた回数です。

4. 監督処分・勧告の実施概要

	平成30年度	平成29年度	主な処分事由
許可取消	0業者	0業者	該当なし（廃業による許可取消は除く）
営業停止	18業者	17業者	独占禁止法違反12件、法人税法及び地方法人税法違反2件など
指 示	8業者	4業者	労働安全衛生法違反8件
勧 告	159業者	186業者	下請契約の締結について84件、追加・変更契約について52件、下請代金の支払いについて49件、下請代金の見積・決定について14件など

5. 令和元年度における活動方針

法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする、各種取組を継続していきます。詳細については、別添を参照ください。

2019（令和元）年6月

2019年度 建設業法令遵守推進本部 活動方針

建設業法令遵守推進本部は、2007(平成19)年度に創設されて以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところである。

不適切な契約手続等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、法制度に対する理解を増進する観点から、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知等により、継続的に法令遵守の徹底を図ることが重要である。

このような観点から、建設業法令遵守推進本部を設置する地方整備局等においては、今年度、以下に掲げる内容を踏まえ、引き続き、適正な対応を図っていくこととする。

1. 法令違反情報等の収集

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集の窓口でもあることから、その積極的な活用を促す観点から、例えば、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を送付する際に各種相談窓口のリーフレットを同封する等により周知に努める。

2. 立入検査の実施等

【実施目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査を実施する。

【検査対象】

立入検査は、新規に建設業許可を取得した建設企業や、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、各種相談窓口によく通報が寄せられる建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業、不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に、実施するものとする。

なお、不正行為等が確認された場合は、必要に応じ、行政指導を行う。

【実施方針】

立入検査は、単に定型業務として実施するのではなく、上記目的を踏まえつつ、効率的かつ効果的な方法により実施する。

【その他】

- ・ 不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を検査対象とする場合で、その端緒が下請企業からの通報であるときは、当該検査対象企業に対し、この度の建設業法改正により、「その通報を理由として当該下請企業との間で取引を停止する等、不利益な取扱いをしてはならないものである」とされることについて周知する。

- ・ 立入検査等の結果を分析し、重大な不正行為や多数見受けられる不正行為等については、関係者への注意喚起及び当事者への再発防止の観点から、機動的にホームページで公表する等の方策について試行する。
- ・ 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入れに限る）については建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、当該制度の適切な運営に向け必要な対応をとるよう努める。

なお、立入検査の実施に当たっては、以下の各事項の内容についても周知を行い、不適切な取扱い等が確認された場合は、必要に応じ、行政指導を行う。

(1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

消費税率は2019（令和元）年10月より10%に引き上げられる予定であることから、下請取引において、適正な税率が用いられているかについて確認するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう周知徹底する。

(2) 下請代金の支払手段に関する周知

2016（平成28）年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正し、下請代金の支払手段に係る通達内容を見直したことを受け、2017（平成29）年3月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加したことについて周知徹底する。

特に、この度の建設業法改正により、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮しなければならない」とされることについて周知する。

3. 関係法令等の周知

2007（平成19）年に建設業法令遵守推進本部を創設されて以降、10年以上にわたって主に元請となる国土交通大臣許可業者を対象に、立入検査等の場を通じて建設業法をはじめとする関係法令等の周知及びその遵守の徹底を促してきたところであるが、今後は国土交通大臣許可業者以外の建設企業等にも同様の周知を促す必要がある。

本年度、建設業法令遵守本部においては、国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対する関係法令等の周知に取り組むこととする。

4. 建設業取引適正化推進月間の実施等

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」は、建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行う機会であるため、同月間の取組として実施する内容については、あらゆる機会を通じて広く周知するとともに、その広報を積極的に行う。

なお、同月間の取組として講習会等を実施するに当たっては、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定について、過年度における参加者状況等の開催実績を考慮の上決定する。また、都道府県及び建設関係団体等と連携し、上記2.（1）及び（2）に加え、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善に向けた通知等を周知するとともに、参加者のニーズも踏まえ、より実効性があるものにする。

5. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、その存在が下請企業等に十分に知られていないという指摘があることを踏まえ、あらゆる機会を通じ、同センターを広く周知する。

6. 関係機関との連携

①都道府県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査の実施や、講習会・研修会等の開催を合同で行うなど、その連携の強化に努める。

②建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催に努める。

7. その他

①元請負人からの報復のおそれへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みの実施を検討する。

②通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施する。

③本活動方針を実施するため、地方整備局等においては、人員、予算及び業務執行状況等も考慮しながら、必要な執行体制を確保する。

特 集 2

平成 30 年度建設業取引適正化センターの活動状況

建設業適正化センター

1. センター設立の目的・概要及び実施体制

建設業取引適正化センター業務は、建設業における競争の激化に伴い増大している元請・下請間等の建設工事の請負契約をめぐるトラブル・苦情、相談等で、行政指導等による問題解決が困難な工事代金の未払い等について、相談者へ紛争解決やトラブル防止に向けた助言を行うとともに、建設業法及び関係法令違反と思われる相談案件に対しては所管行政機関の紹介を行う等により、可能な限り円滑な解決が図られるよう紛争解決に向けた支援及び紛争の未然防止に資することを目的とするものです。

具体的には、建設工事の請負契約をめぐる紛争について、発注者や建設業者が建設業取引適正化センター(以下「センター」という。)に相談を申し込むことにより、弁護士等の相談指導員や相談職員に無料で相談できる制度です。

センターは相談者の利便性を考慮して東京及び大阪に設置し、またこれらを統括する建設業取引適正化推進本部を建設業適正取引推進機構内に組織して、本部長、管理技術者を置いています。

センター東京及びセンター大阪の設置場所等は次のとおりです。

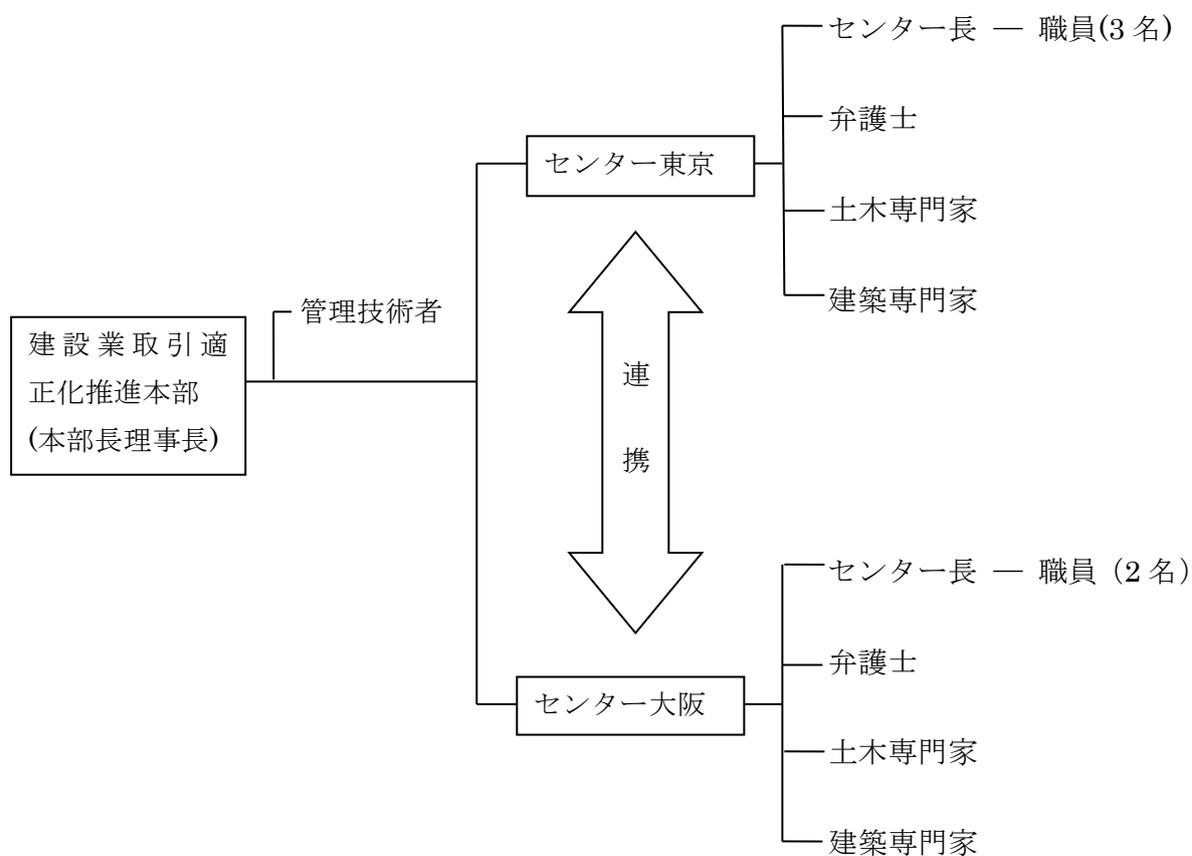
- センター東京
東京都千代田区五番町 12 番地の 3 五番町 Y S ビル 3F
電話 03-3239-5095
- センター大阪
大阪府大阪市中央区上町 A 番 12 号 上町セイワビル 3F
電話 06-6767-3939

センター東京及びセンター大阪には、建設業の取引について専門的な知識を有する相談職員と紛争相談を担当する弁護士等の有識者(以下「相談指導員」という。)をそれぞれに置いています。

相談指導員には、弁護士、土木専門家、建築専門家を充てており、いずれも建設業の取引に精通した者から選定されています。弁護士はセンター東京・月4回、センター大阪・月3回、土木専門家及び建築専門家はセンター東京・月2回、センター大阪・月2回勤務することとしています。

なお、以上に述べたセンターの組織体制は、次のとおりです。

【建設業取引適正化センター組織図】



2. 業務の実施について

(1) 相談業務の手続き

相談業務は、次のような基本的方針に基づき実施しています。

- ① 相談者から電話による相談申込みがあった場合には、応対した相談職員が必要事項を聴取して相談申込書を作成します。
- ② 郵便、FAX又は電子メールでの相談を希望した場合には、予め相談申込書の様式に従い、相談者に氏名、会社名、相談分野、紛争の内容等を記入してもらい、相談に応じています。
- ③ 相談者が面談による相談を希望した場合には、相談の日時、場所を決めて、相談指導員等が対応しています。

(2) 具体的な相談対応

建設工事の請負契約をめぐる紛争は、限定された分野の定型的な紛争のようにとらえられがちですが、実際に持ち込まれる紛争の内容は多種多様です。紛争の内容、相談者の性格や心情、求めている解決の方向などは、個別性が強く、その対応の仕方も相談対応者の力量によるところが大きくなっています。

このため、センターとしては、概ね次のとおり個別の相談に対応してきています。

- ① 相談者の主張、説明を十分聴取したうえで、これを整理して建設業法や同法のガイドライン等の考え方を説明し助言します。
- ② 相談者の話を十分に聴取した上で何を主張したいのか、論点の整理をしつつ助言を行うように努めています。
- ③ 相談者の主張等を聴取した結果、必要な場合には、裁判所への申し立て手続き及び建設工事紛争審査会等の適切な紛争処理機関を紹介しています。
- ④ 相談者から求めに応じて、建設業法並びに労働基準法等関係法令を所管する行政機関等の紹介、あるいは他の紛争相談機関、審査機関、法律相談センター等の紹介を行っています。

3. 平成30年度相談業務結果の概要

(1) 相談件数の推移

平成21年7月29日にセンターが開設されて以来、センター東京及びセンター大阪で取り扱った相談件数の推移は表1のとおりですが、以下では平成30年度の相談業務結果の概要について述べることにします。

表 1 相談件数の年度別推移

【単位：件】

年度	センター東京	センター大阪	合計	前年度比
21	402	230	632	—
22	1,034	476	1,510	138.9%
23	921	595	1,516	0.4%
24	1,038	638	1,676	10.6%
25	848	597	1,445	△13.8%
26	802	478	1,280	△11.5%
27	813	450	1,263	△1.3%
28	920	428	1,348	6.7%
29	896	468	1,364	1.2%
30	866	461	1,327	△2.7%
合計	8,540	4,821	13,361	—

センター発足後 10 年ほどを経過していますが、平成 30 年度までに寄せられた相談件数の累計は、1 万 3 千件を超えました。発足後は相談件数も順調に増加し、平成 24 年度までは 1,500 件を上回り増加傾向を示してきました。

平成 25 年度、平成 26 年度は、前年度比 13.8%減、11.5%減と低下を示しましたが、平成 27 年度は 1.3%減とほぼ同数となり、平成 28 年度は 6.7%増、平成 29 年度は 1.2%増と増加傾向になりましたが、平成 30 年度は 2.7%減となり、減少に転じました。

このような相談件数の推移については、以下に見るように相談件数の動向や相談内容の変化等を注視しながら相談対応を図っていく必要があります。

センター東京とセンター大阪の相談件数の割合をみると、過去 10 年間で概ね 6：4 となっています。なお、相談件数の地域別では、首都圏が 45.3%を占め、ついで近畿圏が 19.4%、中部圏が 9.7%となっており、3 大都市圏以外では相談件数は少なくなっています。

(2) 相談アクセスの経路

センター発足当初から相談の申し込みがあった場合には、センターの存在を何で知ったかについて、また平成 25 年度からはその相談アクセスの経路を詳細に聞いています。

平成 30 年度では表 2 のとおりですが、近年の IT 化時代を反映して、「機

構ホームページ等」からのアクセスが33.5%を占めてトップとなっています。

また、センターとの業務上の連携が図られていること等から、「下請かけこみ寺等」が20.7%となっています。

また、「労働基準監督署」では、下請負等就業形態の特異性から「雇用」か「請負」かの区別が判然としない事情もあって、労働基準監督署から適正化センターを紹介されるケースが依然として多くなっています。

「その他」の中には、センターで相談を受けたことのある知人からの紹介で相談したりするケース、別途に法律相談していた弁護士から紹介されたケースなどが含まれています。

表2 相談アクセスの経路

【単位：件】

		30年度		29年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	機構ホームページ等	444	33.5%	421	30.9%
2	リーフレット	11	0.8%	11	0.8%
3	業界紙・業界団体	1	0.1%	6	0.4%
4	駆け込みホットライン等 (国土交通省関係)	149	11.2%	105	7.7%
5	都道府県(市町村)	85	6.4%	69	5.1%
6	下請かけこみ寺等 (中小企業庁関係)	275	20.7%	327	24.0%
7	建設工事紛争審査会	19	1.4%	23	1.7%
8	公正取引委員会	99	7.5%	107	7.8%
9	労働基準監督署	169	12.7%	187	13.7%
10	消費者センター等	16	1.2%	15	1.1%
11	同業者	13	1.0%	8	0.6%
12	その他	46	3.5%	85	6.2%
合計		1,327	100.0%	1,364	100.0%

4. 相談内容別結果の概要

(1) 紛争内容類型別件数

建設工事の請負契約をめぐる紛争を、類型別に区分したものが表3です。

表3 紛争内容類型別件数

【単位：件】

		30年度		29年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	工事瑕疵	66	5.0%	80	5.9%
2	工事遅延	23	1.7%	16	1.2%
3	工事代金の争い	50	3.8%	58	4.3%
4	契約解除	50	3.8%	49	3.6%
5	下請代金の争い	735	55.4%	720	52.8%
6	その他	403	30.4%	441	32.3%
合計		1,327	100.0%	1,348	100.0%

紛争内容の中では「下請代金の争い」が過半数を超える55.4%を占めています。「下請代金の争い」にはほぼ共通しているのは、契約当事者間において下請契約書・請書の取り交しがなく、下請契約約款自体の重要性についての認識が乏しい相談事案が多いことです。

また、上位請負業者から注文書が出されるケースであっても、単に工事箇所と金額だけが記載されている程度の簡略な注文書によって工事に着手しているケースも少なくありません。

このほかの紛争案件は少数であり、「工事瑕疵」が5.0%、「工事代金の争い」が3.8%、「契約解除」が3.8%、「工事遅延」が1.7%となっています。工事瑕疵では下請の施工上のミスによる事後的なトラブルが多いのですが、下請からみればその責任の所在や費用分担の度合いについて問題にされるケースが見られます。

「契約解除」は、個人住宅の発注者（施主）と請負業者間の紛争が多く、住宅の建築請負契約を締結したが、その後に請負業者側の実際の営業や施工部門の動きに不信感を持ち、施主から契約解除を申し出るといったケースです。契約締結前の契約解除では、発注者側が支払っている着手金の返還をめぐるトラブルが多くなっています。

(2) 元・下間のトラブル原因類型別件数

元・下間のトラブルを原因累計別に区分したものが表4です。

表4 元・下間のトラブル原因類型別件数

【単位：件】

		30年度		29年度	
		件数	構成比	件数	構成比
A	債権額が確定しているが不払い	342	46.5%	277	38.5%
B	請負契約の内容が不明確なため不払い	67	9.1%	74	10.3%
C	工事施工不良（出来栄え）を理由として減額・不払い	25	3.4%	37	5.1%
D	相手方の失踪等	23	3.1%	33	4.6%
E	相手方の倒産等	39	5.3%	23	3.2%
F	赤伝処理等	90	12.2%	100	13.9%
G	追加工事等に伴う追加額の不払い	68	9.3%	57	7.9%
H	その他	81	11.0%	119	16.5%
合計		735	100.0%	720	100.0%

元・下間のトラブルで最も多いのは、「債権額が確定しているが不払い」であり、全体の46.5%を占め、前年度から増加しています。債権額が確定しているにもかかわらず、不払いが発生しているのは、「資金繰りが厳しい」「上位業者から請負代金がもらえないから払えない」という理由をあげるケースが多くなっています。

次いで多いのが、「赤伝処理等」の12.2%で、国交省の「建設業法令遵守ガイドライン」の指導等も反映し、従前、建設業者間において法令違反の意識の無かった残工事のサービス処理、安全協力会費の強制徴収トラブルが表面化してきていると言えます。

このほか、「請負契約の内容が不明確なため不払い」、「追加工事等に伴う追加

額の不払い」、「相手方の失踪等」、「相手方の倒産等」による不払い件数は、前年並みとなっています。

「その他」は11.0%と比較的多くなっていますが、この中にはAからGまでに区分できないさまざまな紛争の原因がすべて含まれています。この中には、工事施工をめぐるトラブル等で工事を中断・現場離脱したところ、元請業者から支払を拒否されたというような事態など他の類型では区分できないさまざまな原因が含まれています。

(3) 紛争当事者類型別件数

紛争の当事者関係を類型別に区分したものが表5です。

表5 紛争当事者類型別件数

【単位：件】

		30年度		29年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	個人発注者→請負人	76	5.7%	92	6.7%
2	法人発注者→請負人	47	3.5%	27	2.0%
3	請負人→個人発注者	8	0.6%	19	1.4%
4	請負人→法人発注者	42	3.2%	47	3.4%
5	下請負人→元請負人	934	70.4%	940	68.9%
6	元請負人→下請負人	121	9.1%	109	8.0%
7	その他	99	7.5%	130	9.5%
合 計		1,327	100.0%	1,364	100.0%

「下請負人→元請負人」が70.4%と大きな割合を占め、増加してきています。ここでも、上位請負と下位請負との間には大きな力の差があることが現れており、契約内容を明確にしないまま着工させたり、工事が終了してから本来支払うべき請負代金を支払わなかったり、さらには一方的に減額を要求するというケースの相談が多くなっています。

一方、「元請負人→下請負人」が9.1%と増加していますが、元請負人が下請負人の施工の劣悪さにより代金不払いや減額請求するといった紛争等も見受けられます。

(4) 紛争当事者請負階層別件数

紛争当事者を下請負人の階層別に区分したものが表6です。

表6 紛争当事者請負階層別件数

【単位：件】

		30年度		29年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	1次下請	257	35.0%	240	33.3%
2	2次下請	228	31.0%	266	36.9%
3	3次下請	154	21.0%	119	16.5%
4	4次下請	61	8.3%	60	8.3%
5	5次下請	19	2.6%	25	3.5%
6	6次下請以下	2	0.3%	6	0.8%
7	その他	14	1.9%	4	0.6%
合計		735	100.0%	720	100.0%

下請業者の中でも1次下請と2次下請をあわせると66.0%と大きな割合を占めています。この割合は29年度から4.2%減少していますが、その分3次下請が増加しています。これは件数の多い小規模工事における1次下請や2次下請などの存在が大きく影響しているものの、2次下請と3次下請間のように、2次が上位1次から請負代金を貰えないから3次に支払えないというような、不払いの連鎖が見受けられるのも、この下請間の紛争の特徴の一つです。

(5) 建設工事の種類別件数

建設工事の種類別に区分したものが表7です。相談は、29業種の全業種に亘っています。件数が多い順に示すと、とび・土工・コンクリート工事(14.9%)、内装仕上工事(11.7%)、電気工事(10.2%)の順となっています。「土木一式」・「建築一式」工事はいわば総合工事であることから、実際の発注件数が多い割には相談件数が比較的少なく、合わせて15.4%になっています。

表7 建設工事の種類別件数

【単位：件】

		30年度		29年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	土木一式工事	81	6.1%	59	4.3%
2	建築一式工事	124	9.3%	183	13.4%
3	大工工事	91	6.9%	99	7.3%
4	左官工事	10	0.8%	10	0.7%
5	とび・土工・コンクリート工事	198	14.9%	164	12.0%
6	石工事	1	0.1%	2	0.1%
7	屋根工事	21	1.6%	15	1.1%
8	電気工事	135	10.2%	109	8.0%
9	管工事	95	7.2%	93	6.8%
10	タイル・れんが・ブロック工事	25	1.9%	21	1.5%
11	鋼構造物工事	15	1.1%	18	1.3%
12	鉄筋工事	14	1.1%	18	1.3%
13	舗装工事	13	1.0%	13	1.0%
14	しゅんせつ工事	2	0.2%	0	0.0%
15	板金工事	10	0.8%	11	0.8%
16	ガラス工事	3	0.2%	0	0.0%
17	塗装工事	86	6.5%	114	8.4%
18	防水工事	40	3.0%	39	2.9%
19	内装仕上工事	155	11.7%	154	11.3%
20	機械器具設置工事	24	1.8%	26	1.9%
21	熱絶縁工事	6	0.5%	3	0.2%
22	電気通信工事	19	1.4%	27	2.0%
23	造園工事	8	0.6%	6	0.4%
24	さく井工事	2	0.2%	0	0.0%
25	建具工事	6	0.5%	15	1.1%
26	水道施設工事	8	0.6%	7	0.5%
27	消防施設工事	5	0.4%	5	0.4%
28	清掃施設工事	3	0.2%	2	0.1%
29	解体工事	79	6.0%	83	6.1%
99	その他・不明	48	3.6%	68	5.0%
合計		1,327	100.0%	1,364	100.0%

(注) 建設工事の種類は、建設業法第2条の別表第1の上段に掲げる29種類を示す

5. 相談業務の今後の課題

建設工事の請負契約をめぐる紛争は、請負代金が比較的大きいにもかかわらず、多くの場合は契約書そのものがなく、口頭契約での工事着手には様々な紛争が派生的に生じていきます。口頭契約では当然、契約内容が曖昧で双方の食い違いも生じ、また建設工事では追加工事も生じることも多く、これらをめぐる意見の対立やトラブルでは、ほとんどの場合下位の下請業者が泣かされるケースが見受けられます。

また、建設工事の多くは重層下請構造によって施工され、同一の現場に元請から末端の下請業者まで混在して作業しているため、直接的な契約関係にない元請から下位の下請業者に直接指示がなされることなども下請間でのトラブルの誘因になっています。

紛争相談では、このような工事現場等での事実関係を的確に聴取、把握し、相談者の心情も理解しながら、懇切丁寧に解決の方向を示すことが重要です。そのために、相談時間が長くなることが多く、一件の相談対応は平均して30分程度、中には1時間を超える時間を要しています。

また、実際の相談時には、建設業法、民法等関係法令の知識の習得、提供のほか、相談者の抱える相談内容の事実関係を適切に把握するための幅広い知識や相談者の心情をも理解して懇切丁寧に対応して解決の方向性をアドバイスしていくことが一層要請されてきております。

これらの課題に対処するために、適切かつ効率的に対応していくことがセンターとしての重要な任務、役割であると考えています。